政　令

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和四年十月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十八条（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）、第二十二条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
厚生労働大臣　後藤　茂之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十七号

個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項、第六十六条第二項第三号及び第四号、第百十九条第三項及び第四項並びに第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十二条」に、「第三十一条―第三十八条」を「第三十三条―第四十条」に改める。

第十二条第二号中「第三十三条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十八条第三項」を「第四十条第三項」に改める。

第三十八条第一項中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百五十九条」を「第百六十二条」に、「第百六十条」を「第百六十三条」に、「第百六十一条」を「第百六十四条」に、「第百四十七条第一項」を「第百五十条第一項」に改め、同条第三項中「第三十三条第一項の」を「第三十五条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同条を第四十条とする。

第三十七条第一項中「第百四十七条第五項」を「第百五十条第五項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百四十七条第四項」を「第百五十条第四項」に改め、同条を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「（財務局長等への権限の委任）」を付する。

第三十五条第一項中「第百四十七条第四項」を「第百五十条第四項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十四条第一項及び第二項中「第百四十七条第一項」を「第百五十条第一項」に改め、同条第三項中「第百四十七条第二項」を「第百五十条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十三条第一項中「第百四十七条第二項」を「第百五十条第二項」に改め、同項第二号中「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同項第三号中「第百五十九条」を「第百六十二条」に、「第百六十条」を「第百六十三条」に、「第百六十一条」を「第百六十四条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条第一項中「第百四十七条第一項」を「第百五十条第一項」に、「第百四十三条第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第百五十九条」を「第百六十二条」に、「第百六十条」を「第百六十三条」に、「第百六十一条」を「第百六十四条」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十一条中「第百四十七条第一項」を「第百五十条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条第一項中「第十七条に」を「第十八条に」に改め、第三章中同条を第三十二条とする。

第二十九条第一項中「第百十七条第一項」を「第百十九条第一項」に改め、同条第二項中「第百十七条第二項」を「第百十九条第二項」に改め、同項第一号中「第百十三条」を「第百十五条」に、「第百十七条第一項」を「第百十九条第一項」に改め、同項第二号中「第百十三条」を「第百十五条」に、「第百十六条第二項」を「第百十八条第二項」に改め、同条第三項第二号中「第百二十四条」を「第百二十六条」に改め、同条に次の二項を加える。

4　法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。

5　法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。

第二十九条を第三十一条とする。

第二十八条中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第三十条　法第百六条の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第五条	法第二十九条第一項本文	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百六条第二項において読み替えて適用する法第二十九条第一項本文